平成２６年７月１１日策定

『鳥取市公共施設の経営基本方針』の策定指針

“公共施設の経営基本方針”の策定を始めるにあたり、策定手順や位置付け、検討体制など、**方針策定の根本を固めるため指針**を定める。

１　方針策定の目的

（１）「公共施設の更新問題」に対応するため、“公共施設の総量や配置の見直し”及び“公共施設の生涯経費の縮減”など、施設経営を進めていく上での基本となる方針を定める。

（２）中長期的な視点を持ち、子や孫の世代に胸を張って引き継げる公共施設のあり方及びまちづくりに向けた基本的な考え方を市民と共有するために方針を定める。

（３）今後策定を予定している「公共施設等総合管理計画」及び「個々の施設における実施計画」の基本となる方針を定める。

２　方針策定を進める上での前提条件

（１）策定の初期段階から情報を開示し、開かれた議論の中で策定に取り組む。

（２）有識者の意見・提言を基に策定に取り組む。

（３）随時、市民の意見を受け入れる体制を設け、意見を策定に活かす。

（４）対象とする公共施設は、全種別の公共施設とする。（聖域を作らない。）

（５）道路、橋りょう、上下水道等の都市基盤（インフラ）及び公営企業会計に属する公共施設等の更新問題への対応については、本方針の対象としない。

（６）上記（５）の都市基盤等は、関係課で構成する「鳥取市公共施設等総合管理計画策定調整会議」において、本方針と調整を図り「公共施設等総合管理計画」に盛り込む。

３　方針の位置付け

（１）方針は、「鳥取市総合計画」及び「鳥取市都市計画マスタープラン」を支えるもの若しくは同等程度の拘束力を持つものとする。

（２）「鳥取市行財政改革大綱」と連動して、各施策・事業目的における公共施設の役割や機能をふまえた横断的な内容とする。

（３）「中心市街地活性化基本計画」など、本市が策定する他の計画・方針における公共施設に関する記述は、同方針と整合性を取るものとする。

≪相関図≫

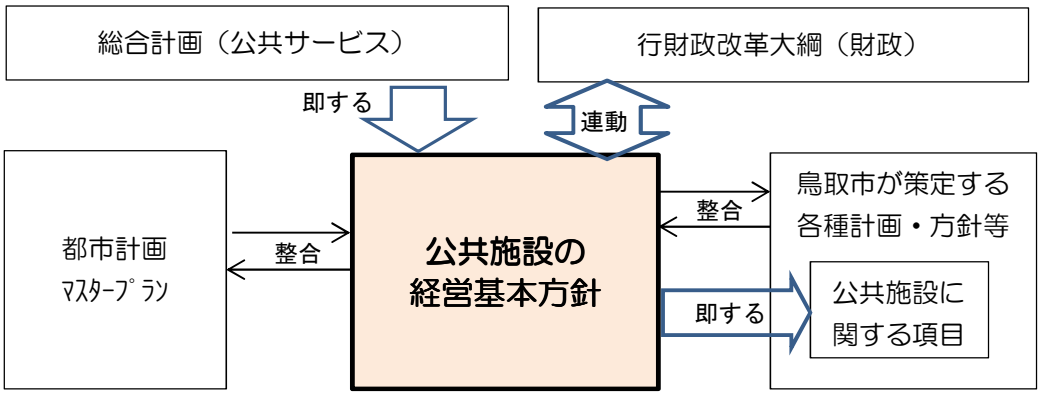

4　方針の対象施設

本市が保有し、または借り上げている公共施設のうち、いわゆるハコモノ（土地を含む）の全てを対象とする。

施設数：１，００１施設

棟　数：１，９４１棟　　（鳥取市公共施設白書抜粋）

≪施設種別ごとの面積割合≫

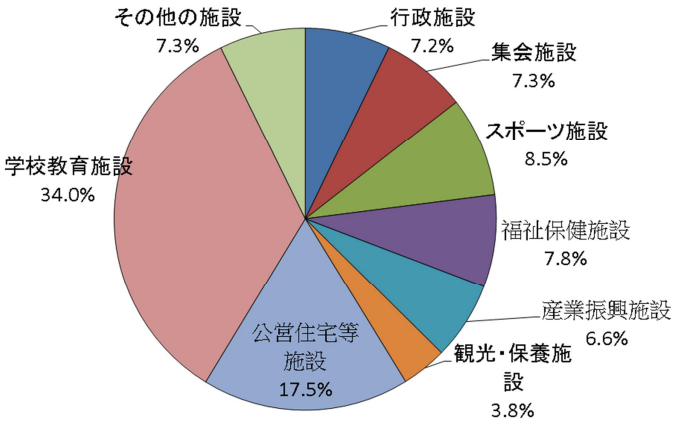

5　方針に掲載する内容

（１）方針の範囲

方針は、全施設共通、各種分野別、利用圏域別における“公共施設の経営に関する基本的な考え方”を示す。ただし、個々の施設のあり方は、各事業の評価や建物老朽度、生涯経費、利用頻度等、様々な情報をもとに検討する必要があるため、本方針では盛り込まない。

（２）施設更新等に関する事項

公共施設の新設・更新（建替え・大規模改修等）等を行う際の基本原則を盛り込む。

（３）数値目標設定

方針には、施設の更新等にかかる将来経費の試算結果や財政的な制約（合併算定替えの終了に伴う地方交付税の段階的縮減等）、人口減少の推計等を踏まえ、施設総量の見直しに向けた目標値を設定する。

（４）実効性の確保

進捗状況のチェック体制及び取り組みの改善手法（ＰＤＣＡサイクル）について盛り込む。

（５）公民連携

本市では、行財政改革の一環として、“市民等と行政との適切な役割分担”という考えの元、各種の施策を展開しており、現在進捗中の取り組みは停滞させることなく進める。

（方針策定までの間は、平成１９年９月に策定した『鳥取市有施設の民間等への譲渡に関する取扱い方針』等に基づき施設の民間譲渡等を進める。）

今後とも、民と公の役割分担や連携を更に研究し、公共施設の経営において一層の公民連携を図ることを基本方針に盛り込む。

6　方針の検討体制

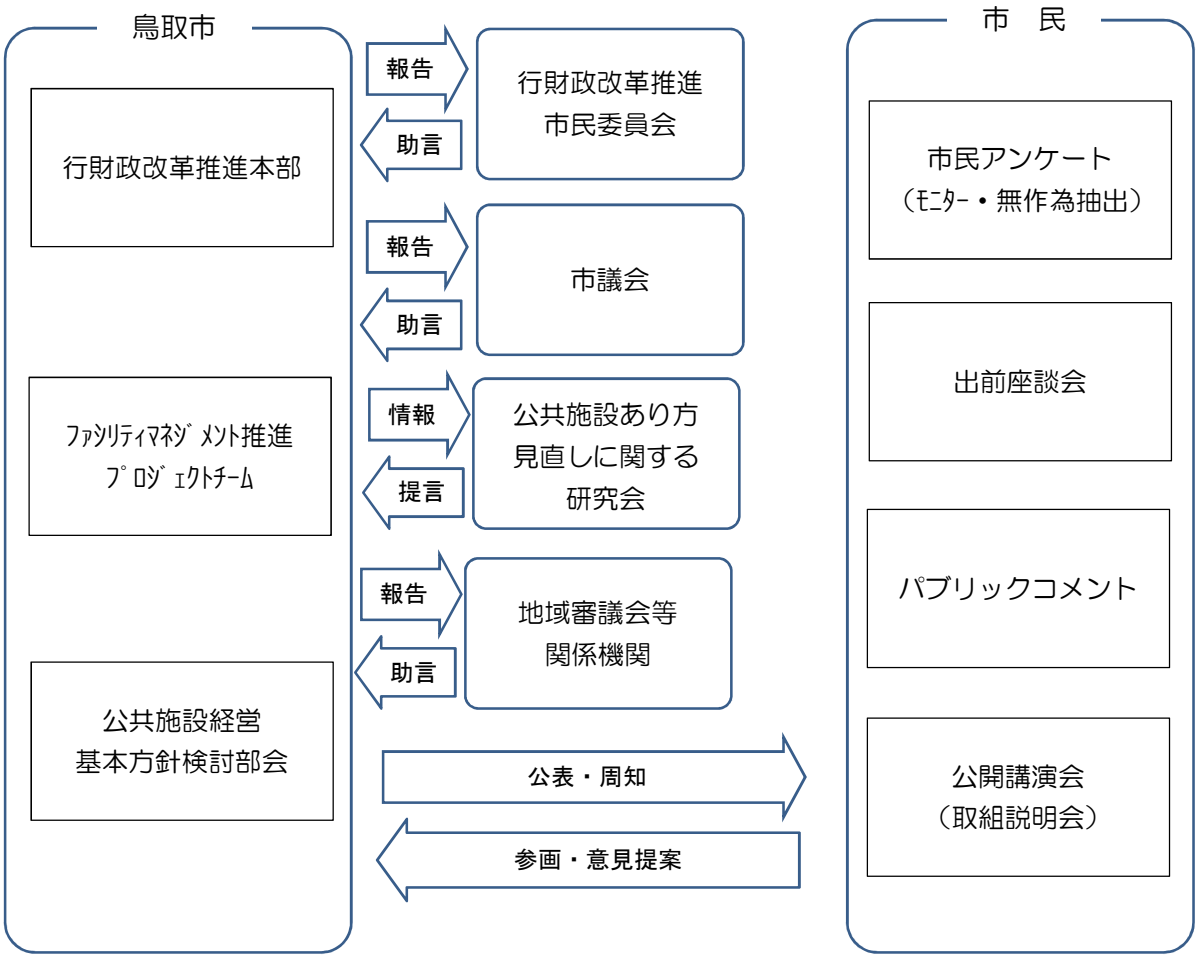

≪補足：各組織の説明≫

〇行財政改革推進本部
　構成：副市長（本部長）、部長級職員（事務局：行財政改革課）
　役割：方針案に関する幹部協議、庁内合意、上位計画との調整を確認

〇ﾌｧｼﾘﾃｨﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ推進ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄﾁｰﾑ
　構成：課長級職員、各総合支所長（事務局：財産経営課）
　役割：ﾌｧｼﾘﾃｨﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄの推進にかかる協議、方針（案）に関する協議、調整
　　※『ﾌｧｼﾘﾃｨﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ』・・・事業体が目的を達成するために、公共施設等の経営資源（ﾌｧｼﾘﾃｨ）を総合的に企画、管理、活用すること

〇公共施設経営基本方針検討部会
　構成：関連部署の課長級職員（事務局：財産経営課）
　役割：庁内の情報収集・調整、方針策定に向けた協議、方針（案）の策定

〇行財政改革推進市民委員会
　構成：大学、住民代表、経済関係、各種団体代表、公募委員ほか
　役割：行財政改革に関する協議、市民（外部）目線からの意見

7　公共施設あり方見直しに関する研究会（外部有識者会議の新設）

（１）役割

次に掲げる事項について検討を行い、検討結果を市長に提言する。

①公共施設の現状・課題の把握・分析に関すること。

②公共施設の経営基本方針の策定に向けた提言に関すること。

③その他鳥取市が保有する公共施設の最適な経営の実現に必要なこと。

（２）構成員

行財政改革、経済、建築、都市計画、まちづくり等の専門的な知識を有する学識経験者及び有識者の５人以内で組織し、市長が委嘱する。

8　方針の策定に向けた市民意識等の把握方法

（１）基本的な考え：策定作業の初期段階から広く市民の意見を取り入れる。

（２）把握する主な手法：

①インターネットモニター（100 人対象）

②無作為アンケート（3,000 人対象）

③パブリックコメント（方針案に対する意見）

④出前座談会

⑤公開講演会（参加者アンケート等）

⑥市政提案箱

⑦ご意見募集メール（市公式ウェブサイト）

⑧その他、有効と考えられる手段

9　更新問題並びに方針策定に関する情報提供の方法

（１）基本的な考え：方針だけでなく「更新問題」に対する理解をいただくようと努める。

（２）提供する主な手法：

①市報

②市公式ウェブサイト

③リーフレット等の作成、配布

④新聞折り込みチラシ

⑤出前座談会

⑥公開講演会

⑦公共施設への資料設置

⑧報道機関（ＣＡＴＶ、新聞掲載等）

⑨その他、有効と考えられる手段

１０　策定スケジュール

（１）策定時期

「公共施設の更新問題」に対応するため、公共施設のより最適な経営の実現は、避けて通ることができない課題であり、先送りすることで将来の負担は増大する。そのため、市民の皆さんのご理解を得ながら進め、平成２６年度内に、総論である方針の策定をめざす。

（２）策定までの流れ

平成２６年	２月	公共施設白書の公表
		周知活動の開始
	５月	インターネットモニター調査の実施
	６月	方針の策定指針（案）の公表
		策定指針（案）に対する意見募集（メール等）
	７月	策定指針の確認、決定
		方針の検討体制の構築、方針の策定開始
		方針策定に関する支援事業者の選定、決定
	秋	無作為アンケート
		方針策定状況の中間公表
		意見募集（メール等）
		方針（案）の公表
	冬	パブリックコメント
		市議会報告
平成２７年	２月	方針の決定

１１　用語説明

①公共施設の更新問題

高度経済成長期以降に集中的に建設されてきた公共施設が一斉かつ大量に建替えや大規模改修（更新）が必要となる時期を迎え、この公共施設の更新には、多額の財政負担が想定されている。一方、日本全体が人口減少社会に突入し、税収の減が懸念されるなど、“必要経費と予算に大きな較差”が生じる。これを『公共施設の更新問題』という。

②高度経済成長期

経済規模が飛躍的に成長する時期のこと。日本においては、戦後復興期の１９５０～７０年代と言われている。

③公共施設の経営

公共施設の更新問題に対応していく取り組みとして、公共施設の総量や配置並びに管理体制などの見直しのほか、公共施設にかかる生涯経費の縮減や有効活用によるサービス向上が考えられる。これらの取り組みを、本方針では、「公共施設の経営」という。

④公共施設白書

公共施設の更新問題への対応を検討するうえで、前提となる基礎的な資料のこと。鳥取市では、公共施設の現状と課題を市民と共有する資料として平成２６年２月に公表した。

⑤公共施設等総合管理計画

公共施設の更新問題は、建物（ハコモノ）だけでなく、道路や橋りょう、上下水道などのインフラも同様に発生するため、それら全てを総合的に管理するための計画のこと。平成２６年４月２２日に総務省が全ての自治体に策定を要請した。

⑥地方交付税

地方公共団体間の税源の不均衡を調整し、一定の行政水準を維持できるよう財源を保障するため、国が地方公共団体に対して交付する財源のこと。

⑦合併算定替

市町村合併後１０年間は、合併がなかったものと仮定し、合併前の旧市町村ごとに算定した普通交付税の合算額を保障し、合併による普通交付税の不利益を被ることがないように配慮された制度のこと。（合併後１１年度目以降は、段階的に縮減されます）

⑧生涯経費（ライフサイクルコスト）

建物の企画、設計から建設、運用、修繕、除却までの期間に要する全ての費用のこと。

⑨総合計画

自治体のすべての計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画のこと。

⑩都市計画マスタープラン

都市の将来ビジョンと、その実現に向けた具体的施策の基本方針を明確にすることを目的とし、都市計画法に基づき策定する基本計画のこと。

「本策定指針」並びに「公共施設の更新問題」等に対するご意見やご提案については、鳥取市財産経営課までお寄せください。

ご希望に応じて出前座談会を開催しています。本市職員が伺いますので、お気軽にお問い合わせください。

鳥取市総務部総務調整監財産経営課

電　話：０８５７－２０－３８５２
ＦＡＸ：０８５７－２０－３８７９
メール：zaisankanri@city.tottori.lg.jp